（裁定の請求）

第六十条　遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

三　被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び合算対象期間を有する者であるときは、その旨

（削る）

（削る）

四　（略）

五及び六　削除

七・八　（略）

九　削除

十～十三　（略）

十四　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

（削る）

二　削除

（削る）

三～十二　（略）

十三　削除

十四　（略）

4・5　（略）

（裁定の請求）

第六十条　遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

三　被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び次に掲げる者であるときは、その旨

イ　合算対象期間を有する者

ロ　昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四　（略）

五　削除

六　被保険者又は被保険者であつた者が最後に被保険者の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつたときは、その旨

七・八　（略）

九　請求者が公的年金給付を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付の名称、当該公的年金給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

十～十三　（略）

十四　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

一の二　第一項の規定により同項の請求書に請求者の基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二の二　被保険者であつた者が第八十二条第二項に規定する年金証書の交付を受けているときは、当該年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

三～十二　（略）

十三　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

十四　（略）

4・5　（略）